

令和6年11月29日 開会  
令和6年11月29日 閉会

令和6年 第2回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和6年 第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和6年11月29日(金曜日)

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

日程第7 報告第1号 事務報告書の提出について

日程第8 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

柴田一孔 議員

中川清美 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 11月29日 至 11月29日 1日間

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

日程第7 報告第1号 事務報告書の提出について

日程第8 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○出席議員（10名）

議 長 多比良 和 伸  
副議長 中 川 清 美  
議 員 柴 田 一 孔  
三 本 英 司  
川 畑 智 昭  
奥 山 光 一  
沢 田 広 志  
川 野 敏 夫  
大 関 光 敏  
越 前 等

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 飯 澤 明 彦  
監 査 委 員 中 村 一 久

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 井 上 守  
事 務 局 長 堀 田 一 茂  
事 務 局 次 長 増 井 稔 美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 川 端 幸 人

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 係 長 階 上 五 月

開会 午後1時50分

◎開会宣告

○議長

これより令和6年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として柴田一孔議員及び中川清美議員を指名します。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、11月29日、1日間としたいと思います。

このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は11月29日、1日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長。

○事務局長

私から、令和6年4月以降の保健衛生組合の主要行政についてご報告申し上げます。主要行政報告をご覧いただきます。

1. 総務関係では、衛生組合定期監査、令和5年度組合会計決算審査及び例月出納検査につきましては、記載の日程で実施されたところであります。

2. 共同事務では、はじめに、火葬場施設に関する事務について「吉野斎苑」の火葬炉・動物炉の使用状況は、本年4月から9月まで、遺体が272件、死胎・その他が4件、動物が277件であり、前年度との比較につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

次に、ごみ処理施設に関する事務について、「クリーンプラザくるくる」へのごみ搬入状況であります。本年4月から9月まで、可燃ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり、合計で452万1,650kgであり、前年度と比較して15万7,160kgの減、率にして96.64%、3.36%の減です。

次に、「中・北空知エネクリーン」への可燃ごみ搬送量であります。本年4月から9月まで295万2,500kgであり、前年度と比較して7万6,130kgの減、率にして97.49%、2.51%の減であります。なお、「クリーンプラザくるくる」へ搬入された可燃ごみ合計265万5,130kgとの差につきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上、主要行政報告といたします。

◎日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第4、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本組合職員の給料月額、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当を改定するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページは、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては、10ページ、議案第1号附属説明資料No.1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正であります。

第18条は、寒冷地手当の支給の定めであり、第2項中「世帯区分」を「区分」に改め同項の表中「23,360円」を「26,000円」に、「13,060円」を「14,500円」に、「8,800円」を「9,800円」に改めるものであります。

第19条は、期末手当の支給の定めであり、第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」を「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.2

5」に、「前項の表」を「同項各号」に改めるものであります。

第20条は、勤勉手当の支給の定めであり、第2項中「100分の102.5」を「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の48.75」を「6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25」に改めるものであります。

第2条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正であります。

第18条は、寒冷地手当の支給の定めであり、第1項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削るものであります。

第19条は、期末手当の支給の定めであり、第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の68.75、12月に支給する場合においては100分の71.25」を「100分の70」に改めるものであります。

第20条は、勤勉手当の支給の定めであり、第2項中「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25」を「100分の50」に改めるものであります。

第22条は、住居手当の支給の定めであり、第1項を「住居手当は、自ら居住するため住宅を所有している職員（以下「住宅所有者」という。）又は住宅（貸間を含む。）を借り受けて家賃を支払っている職員（以下「家賃等支払者」という。）に支給する。」に改めるものであります。

附則として、第1項及び第2項はこの条例の施行期日の定めであり、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用すると定めるものであります。第3項は経過措置の定めであり、新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

次に、別表第1の給料表の改正であります。4ページから9ページが改正後の給料表となっております。

なお、14ページから21ページまで議案第1号附属説明資料No.2、22ページから29ページまで議案第1号附属説明資料No.3、新旧給料比較表を添付しておりますのでご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第5、議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長

○事務局次長

議案第2号、砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本組合会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、2ページをお開きいただきたいと存じます。

砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、5ページ議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。別表第1の給料表の改正であります。全ての級の号俸について給料月額を改めるものであります。なお、3ページ及び4ページが改正後の給料表となっております。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、第1項、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用すると定めるものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第3号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

○議長

日程第6、議案第3号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長

○事務局次長

議案第3号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて別冊の令和5年度保健衛生組合会計歳入歳出決算書をご覧ください。

1ページをお開きください。決算の概要を申し上げます。

はじめに、一般概要について、当初予算は3億7,019万7千円を計上、途中6万2千円の減額補正を行い、最終予算額は3億7,013万5千円となりましたが、決算額は3億5,817万4,148円、執行率96.8%となり、予算に対して1,196万852円の減額となったところであります。

次に、歳入についてであります。内訳は、分担金及び負担金2億8,482万1,446円で構成比79.5%、使用料及び手数料6,046万4,940円で構成比16.9%、諸収入1,288万7,762円で構成比3.6%となったところであります。なお、歳入



の分担金は、各市町にかかる火葬場・ごみ処理施設についてはそれぞれ負担を求め、また共同で処理する事務に要する経費は、所定の負担割合に基づいて負担を求めたところであり、内訳は、砂川市1億6,140万4,196円、奈井江町4,561万8,424円、浦臼町2,003万4,365円、歌志内市2,950万3,212円、上砂川町2,826万1,249円となったところであり、

次に、歳出ですが、内訳は、議会費12万9,900円、総務費61万7,962円で構成比0.2%、保健衛生費3億5,742万6,286円で構成比99.8%となったところであり、なお、保健衛生費の内訳は、火葬場費4,510万1,409円で構成比12.6%、ごみ処理施設費3億1,232万4,877円で構成比87.4%でございます。

2ページをお開き願います。歳入歳出決算書であります、歳入、1款 分担金及び負担金、1項分担金予算額3億1,037万4,000円に対して収入済額2億8,482万1,446円となり、差額の2,555万2,554円につきましては、構成市町にそれぞれ精算還付をしたところであり、その結果ですが、28ページをお開き願います。実質収支に関する調書のとおり、歳入総額、歳出総額ともに3億5,817万4,148円、歳入歳出差引額は0円となったところであり、

次に、組合の財産についてであります、財産に関する調書といたしまして、31ページから32ページに記載しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長

つづいて、監査委員の審査意見の報告を求めます。

(監査委員挙手)

監査委員。

#### ○監査委員

それでは、私から地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度砂川地区保健衛生組合会計財務会計決算書等附属書類及び財産に関する調書に対する決算審査意見を申し上げます。

決算審査意見書の2ページをご覧ください。決算審査は、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて行った結果、計数は正確であり、予算執行も適正に処理されていることを認めたとおりであります。

令和5年度の歳入歳出予算額3億7,013万5千円は、当初予算額3億7,019万7千円を6万2千円減額補正したもので、歳入歳出の決算額は3億5,817万4,148円執行率96.8%となり、1,196万852円の不用額を生じたところであり、

決算額を前年度と比較しますと、歳入歳出で2,152万201円6.2%増加しているところがございます。増加した主な理由は、歳出で保健衛生費の火葬場費の需用費と工事請負費及びごみ処理施設管理費の工事請負費が減少したものの、ごみ処理施設管理費の委託料が増加したことによるものであります。また、不用額の主なものは、火葬場費の需用

費及びごみ処理施設管理費の需用費と委託料であります。

当組合は、構成市町の理解と協力のもとに運営され、関係職員により適正に事務処理されているところではございますが、今後とも効率的な運営を希望し決算審査意見とします。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

#### ◎日程第7 報告第1号 事務報告書の提出について

○議長

日程第7、報告第1号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

事務報告書についてご説明申し上げます。

砂川地区保健衛生組合事務報告書、1ページ令和5年度吉野斎苑利用状況(火葬炉)についてご説明申し上げます。下段合計欄の中ほど、小計でご説明いたします。死体につきましては、13歳以上572体、13歳未満1体、合計573体の火葬を行いました。そのうち構成市町外から13歳以上20体の火葬がありました。市町別の内訳は記載のとおりであります。その他の火葬についてであります。死胎・胞衣は利用が無く、身体の一部につきましては4件、全体の合計は577件、使用料合計は1,216万7,000円です。

2ページ、令和5年度動物炉使用件数についてご説明申し上げます。4月から3月までの計の欄でご説明いたしますが、砂川市425件、歌志内市34件、上砂川町34件、奈井江町44件、浦臼町54件、右下に記載の合計591件であり、使用料合計は320万1,590円です。

3ページ、令和5年度クリーンプラザくるくる一般廃棄物受入搬入状況についてご明申し上げます。4月から3月末の稼働日数は310日間であります。各市町の右手、合計の欄でご説明いたします。燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみ・危険ごみ、合計で、砂川市550万4,260kg、奈井江町133万1,010kg、浦臼町41万6,260kg、歌志内市80万8,820kg、上砂川町68万8,410kg、合計874万8,760kgの受入搬入となっております。

以上で、令和5年度砂川地区保健衛生組合事務報告の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第8 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長

日程第8、報告第2号定期監査報告並びに、報告第3号例月出納検査報告を一括議題とします。定期監査報告並びに、例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第2号、報告第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号定期監査報告並びに、報告第3号例月出納検査報告を終わります。

◎閉会宣告

○議長

以上で日程の全てを終了しました。

これをもちまして、令和6年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会します。

たいへんお疲れさまでした。

閉会 午後14時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年11月29日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員